

緑化ボランティア養成（地域コース）共催事業実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、公益財団法人静岡県グリーンバンクの緑化ボランティア養成（地域コース）共催事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この「緑化ボランティア養成（地域コース）共催事業」は、参加者の利便性、参加者の募集、講師の情報等を考慮し、グリーンバンクと支店又は緑化団体等（以下「共催依頼者」という。）が協力して行うことで相乗効果を期待できる研修会・講演会等の経費を予算の範囲内で全額又は一部をグリーンバンクが負担する。

（負担の内容）

第3条 この事業は、次の各号に掲げる経費をグリーンバンクで負担する。

- (1) 講師料（旅費含む）
 - (2) 会場費
 - (3) 材料費
 - (4) 資料作成費
 - (5) その他、グリーンバンク理事長（以下「理事長」という。）が特に認める経費
- 2 前項の支援の負担限度額は10万円とする。

（事業計画の提出）

第4条 本事業による支援を受けようとする共催依頼者は、様式第1号による実施計画書を理事長あてに提出しなければならない。

（事業の承認）

第5条 理事長は、前条の計画書を受理したときには、内容を審査した上で、事業の効果等を考慮して承認し、共催依頼者に対し様式第2号により通知するものとする。

（事業費の請求）

第6条 事業費の請求は、様式第4号又は5号を理事長に提出して行うものとする。

- 2 研修会等の参加者から参加費などを徴収した場合は、請求額からその金額を差引いた金額を上限として請求する。（千円未満切捨て）

（実績報告書の提出）

第7条 共催依頼者は、当該事業完了後、速やかに、次の各号に掲げるものを理事長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式3号）
- (2) 事業に要した経費の支払いに必要な請求書
 - ア グリーンバンクから共催依頼者へ支払う場合（様式4号）
 - イ 業者へグリーンバンクから直接支払う場合（様式5号）
(業者からの請求書の宛名はグリーンバンクにする事)

2 理事長は請求書又は支払要請書に基づき、速やかに支払いを行うものとする。

附則

この要領は、平成 24 年度事業から適用する。

この要領は、平成 25 年度事業から適用する。

この要領は、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 26 年度事業から適用する

この要領は、平成 28 年度事業から適用する

この要領は、平成 30 年度事業から適用する。

この要領は、平成 31 年度事業から適用する。

この要領は、令和 2 年度事業から適用する。